資料３

青森県総合計画審議会政策点検等運営方針

　青森県基本計画未来への挑戦（以下「計画」という。）第７章５⑴に掲げる政策点検及び提言（以下「政策点検等」という。）に係る青森県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営については、次に定めるところによる。

（政策点検委員会の設置）

第１　政策点検等に係る調査審議を行うため、審議会に政策点検委員会（以下「点検委員会」という。）を設置する。
２　点検委員会は、調査審議した内容を取りまとめ、随時その内容を審議会に報告する。
３　点検委員会の委員は、審議会会長が決定する。

（委員長、委員長代理）

第２　点検委員会に委員長及び委員長代理を置く。
２　委員長は、点検委員会を総括する。
３　委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。
４　委員長、委員長代理は、審議会会長が決定する。

（点検委員会の庶務）

第４　点検委員会の庶務は、青森県企画政策部企画課において処理する。

（その他の事項）

第５　この方針に定めるもののほか､審議会の運営に関し必要な事項は､審議会会長が別に定める。